

情 報 公 表 指 針

平成20年7月1日実施
中部電力株式会社

情報公表指針

目 次

第1章 総則

1 目的	1
2 適用範囲	1
3 用語の定義	1

第2章 情報の公表

1 情報の公表	2
2 情報の保護	2
3 セキュリティ確保の措置	2

別表1 公表する情報および公表の手段, 対象者, 時期

別紙1 保護すべき情報

情報公表指針

第1章 総則

1 目的

この指針は、公正取引委員会および経済産業省が定める「適正な電力取引についての指針」ならびに有限責任中間法人電力系統利用協議会（以下、「協議会」という。）が定める「協議会ルール」に基づき、配電部門、系統運用部門、工務部門および電子通信部門（以下、「送配電部門」という。）が扱う電力系統の利用に資する情報の公表に関する基本事項を定め、情報の取扱いの公平性、透明性の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、送配電部門が、協議会および系統利用者に対して電力系統の利用に資する情報を公表する場合に適用する。

3 用語の定義

この指針における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 系統利用者

当社の電力系統を利用するすべての事業者、発電者および需要者をいう。

(2) 公開

一般に公開されているホームページや配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。

(3) 開示

系統情報公開システム等により、対象者を限定して情報を提供することをいう。

(4) 提示

情報公表を求める個々の要請に応じて、情報セキュリティを確保のうえ、個々に示し説明を行うことをいう。

(5) 公表

公開、開示、提示の総称をいう。

(6) 系統情報公開システム

協議会が、連系線等の空容量、連系線等の計画停止等の情報を開示するためのシステムをいう。

第2章 情報の公表

1 情報の公表

(1) 公表する情報

公表する情報項目、公表の手段、対象者および公表時期は別表1のとおりとする。また、協議会が協議会ルールに基づき公開または系統情報公開システムにより開示する情報で、当社情報が必要な場合は、送配電部門から協議会へ提供する。

(2) 情報の変更

別表1に記載された公開する情報に決定または変更があった場合、すみやかに公開する。また、情報の決定または変更があった旨を公開する。

(3) 情報の保護

情報の公表にあたっては、第2項で定める「情報の保護」に留意する。

(4) 提示できない情報の説明

情報の提示を求める個々の要請に対して、提示ができない場合は、その理由を説明する。

2 情報の保護

(1) 公表しない情報

送配電部門は、別紙1の1項に示す「第三者情報および保安上公表できない情報」について、公表してはならない。

(2) セキュリティに配慮を要する情報

送配電部門は、別紙1の2項に示す「電力系統の利用に供する情報のうちセキュリティに配慮を要する情報」について、電力系統への接続を検討している事業者から系統利用検討の目的のために情報公表の要請があった場合は、保有している情報をセキュリティ確保の措置を行ったうえで原則として提示する。

3 セキュリティ確保の措置

送配電部門は、別紙1の2項に示す「電力系統の利用に供する情報のうちセキュリティに配慮を要する情報」を提示する場合、次のセキュリティ確保の措置を行う。

(1) 閲覧者の事前登録

閲覧者は、電力系統に発電設備または需要設備の接続を検討している事業者で、接続検討申込書等を提出した事業者に限定する。

(2) 閲覧目的の明確化

電力系統に発電設備または需要設備を接続するための検討が目的であることを確認する。

(3) 秘密保持契約の締結

閲覧者に対して、知り得た情報を、当該目的以外の目的のために利用しないこと、および他の者に提供しないことについて、秘密保持の契約を締結する。

(4) その他必要な措置

必要に応じて、閲覧する個人の身元を確認する、情報を提示する日時と場所を送配電部門があらかじめ指定するなどの措置を行う。

別表1 公表する情報および公表の手段、対象者、時期

公表区分	情報項目	公表の手段	公表の対象者	公表時期 (更新時期)
公開	「設備形成ルール」 送変電設備拡充計画指針，配電設備形成指針 「系統アクセスルール」 系統アクセス指針，配電系統アクセス指針 「系統運用ルール」 給電規程，平常時系統運用指針，異常時系統運用指針，電力設備作業取扱指針，発受令操作指針，需給・託送運用指針，保護継電装置等運用指針，配電系統運用指針 「情報公表ルール」 情報公表指針	当社社外向けホームページ	系統利用者を含むすべて	都度
提示	送配電線等の故障状況 (設備名，発生時刻，復旧状況，原因)	店頭，電話等での問合せに応じて，申合書を締結している場合は記載されている箇所，申合書を締結していない場合は受け持ちの営業所にて個別に示し，説明	要請者	都度
	系統アクセス情報 (別紙1の2項で提示すると定めた情報)	店頭，電話等での問合せに応じて，ネットワークサービスセンターまたは営業担当部署にて個別に示し，説明		

別紙1 保護すべき情報

1 第三者情報および保安上公表できない情報

(1) 第三者情報

第三者とは、送配電部門以外の法人、その他の団体および事業を営む個人をいう。

ア 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害する懸念があるもの。

(ア) 第三者の事業状況

a 電源開発（卸調達）の状況、発電機の仕様、作業条件、運転コスト、発電計画、運転実績

b 燃料調達、消費状況

c 需要動向（契約電力、需要の見通し、負荷率の見通し、業種）、需要実績（最大需要電力、年（日）負荷率の実績、ロードカーブ、異動履歴）

d 売上情報等 競争に影響を与える情報 等

イ 第三者において、社会通念上、公表しないとされているもの。

(イ) 私契約の内容やお客さま情報など守秘が必要と考えられる情報

a 契約者の名称、契約者の所在地、契約期間、契約電力、契約金額、契約条件、第三者の経営状況 等

(2) 保安上公表できない情報

国家的行事等における電力流通設備の保安体制および電力供給状況 等

(3) その他

送配電部門において、社会通念上、公表しないもの。

2 電力系統の利用に供する情報のうちセキュリティに配慮を要する情報

目的外の使用で、系統保安の確保上、支障があると考えられる情報。

(1) 特別高圧

ア 地内系統の送電系統図（送電容量、バンク容量）

イ 地内系統の予想潮流図、実績潮流図

ウ 地内系統の作業停止計画、作業実績

エ 地内系統の系統技術に係わる諸データ

設備定数（送電線および変圧器の電圧ならびにインピーダンス）、短絡容量、系統保護継電器の設置状況

オ 地内系統の送変電設備拡充計画

カ 地内系統の停電実績 等

(2) 高圧

ア 当該配電線の配電系統図（送電容量、バンク容量）

イ 当該配電線の予想電流、実績電流

ウ 当該配電線の系統技術に係わる諸データ

設備定数（配電線および変圧器の電圧ならびにインピーダンス）、短絡容量、配電線の保護継電器の設置状況

エ 当該配電線の配電設備拡充計画

オ 当該配電線の停電実績 等